

# 市民の幸せを保障する自治体に



釘丸久子議員 地方自治法では、自治体の役割について、住民の福祉の増進を図ることとしており、そのために「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」と規定しています。

その自治体に住んでいる住民が「住んでいてよかった」と実感できることが大切です。若い時も年を取ってから生涯にわたって幸せを享受できることが必要です。

## まちづくりについて

先日、関東学院大学教授の横森豊雄氏の講演を聞きました。

日本の地方都市はかつてコンパクトシティであったが今は衰退していること、その衰退のプロセスは「金太郎飴」のように似通っていると言いました。最後に、「哲学のないまちづくりは持続しない」といった言葉が印象的でした。改めて厚木市のまちづくりの「哲学」を伺います。

市長 本市のまちづくりに対する基本的な考え方は、あつぎ元氣プランに掲げる将来都市像「元氣あふれる創造性豊かな協働・交流都市あつぎ」の実現であります。

基本的には、市民の皆様がこのまちに誇りを持ち、明日への希望を持つことができる「元氣あふれるまち」、豊かな自然環境と調和した新たなまちの魅力や文化を創造し、発信する「創造性豊かなまち」、市民の皆様と行政とが協力・連携して、さまざまな課題に取り組む「協働のまち」、そして、国際化や広域化の進展をとらえ、ひと・もの・文化などが幅広く「交流するまち」であります。

こうした「まちの実現」を目指し、今後も、市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

## 予測と実態が乖離した時の責任の取り方は

市長 「あつぎ元氣プラン」では、平成32年の人口目標を23万人とし

ております。人口目標につきましては、将来都市像「元氣あふれる創造性豊かな協働・交流都市あつぎ」の実現に向けた様々な施策を展開する上で、重要な指標であると考えております。

今後につきましては、市民の皆様との協働によりあつぎ元氣プランを着実に推進し、本市が、未来に向けて持続可能な発展を続け、誰もが明るく元氣で幸せに暮らすことができる、快適で利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

## 国民健康保険事業について

釘丸議員 これまで国民健康保険事業の運営は大変厳しく、一般会計の法定外繰入で何とかしのいでいるのが現状です。それでも被保険者は高い保険料にあえいでいます。子どもの貧困が大きな社会問題になっている現在、子どもの医療費無料化などいろいろな施策を講じています。国民健康保険料の均等割について、子どもにかかる保険料の軽減策を検討してはいかがでしょうか。

市長 保険料の軽減制度につきましては、世帯の所得に応じて保険料が軽減される制度であり、経済状況により対象世帯の所得基準も継続的に見直されております。なお、子どもに係る保険料負担の軽減策につきましては、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において検討されることになっておりますので、今後の動向を注視してまいります。

釘丸議員 国は2018年度に市町村の国民健康保険事業を都道府県に一本化しようとしています。制度改正における国の交付金の動向について伺います。

市長 平成30年度から国保財政の運営主体は都道府県が担うこととなりますので、これまで市町村が受けていた国の交付金は、都道府県に交付されます。交付金の内容につきましても、医療給付費に関する定率負担分と、都道府県ごとの医療費水準や所得水準を基にした調整分となっております。現在、国において詳細な算定作業が進められているところでございます。

## 2月議会 今後の予定

|    |         |           |
|----|---------|-----------|
| 3月 | 4日 (金)  | 総務企画常任委員会 |
|    | 7日 (月)  | 市民福祉常任委員会 |
|    | 8日 (火)  | 環境教育常任委員会 |
|    | 9日 (水)  | 都市経済常任委員会 |
|    | 10日 (木) | 常任委員会予備日  |
|    | 18日 (金) | 議会運営委・本会議 |

9時開会です。  
ぜひ傍聴においでください。

## 高齢者施策について

釘丸議員 NHKスペシャルで「老後破産 長寿という悪夢」が放送され、老後の不安が一気に噴き出しました。というよりは、他人事としていた老後への不安、老後破産が自分自身の問題として認識されたのです。

また、NPO法人「ほっとプラス」で、長年、生活保護や生活困窮者支援に関わってきた藤田孝典さんの「下流老人 一億総老後崩壊の衝撃」という本があります。老後資金としての預貯金もあり年金も一定の所得もある高齢者が、なぜ老後破産し、いわゆる「下流老人」になってしまうのかその要因と対策を述べています。

個人の責任だけでない「老後破産」を食い止めるために、市民の幸せを保障する自治体として何ができるかを伺います。

市長 高齢者の方が、病気や事故等により、高額な医療費などの負担が生じた場合などを契機として、生活が困難な状態になることがありと認識しております。市としては、今後はとも高齢者の方が生活に困窮した場合に、いつでも相談できるような、社会保障制度及び地域による見守りを努めてまいります。

## 3月の法律相談

3月22日 (火) 13時～

前日迄の連絡を！